

安広第90号  
平成30年11月12日

指定居宅介護支援事業所 御中

安八郡広域連合業務係

訪問介護（生活援助中心型）を一定回数以上利用する場合  
のケアプランの届出について（通知）

平素は、介護保険事業に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、今年10月1日以降、介護支援専門員は、訪問介護の生活援助中心型サービス提供回数が一定回数以上となる場合には、当該利用者に係る居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」と言います。）を介護保険者へ提出することが義務づけられました。

つきましては、下記のとおり提出書類等を通知します。

#### 記

#### 1. 提出書類

- (1) 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置付けた居宅サービス計画理由書
- (2) 基本情報
- (3) ケアプラン（居宅サービス計画書）の第1表～第7表（利用者の同意が得られたことがわかること。写し可）
- (4) アセスメントシート

※当連合が必要に応じて、その他書類の提出を求める場合があります。

#### 2. 提出期限

今年10月以降にケアプランを作成または変更した月の翌月の末日

#### 3. 厚生労働大臣が定める生活援助回数（1ヶ月あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

#### 4. 提出先（郵送または持参のこと）

〒503-0126 安八郡安八町中須410番地の1 特養あすわ苑内  
安八郡広域連合 業務係

#### 5. 留意事項

- (1) 提出対象となったケアプランについては、検証の必要がある場合は、地

域ケア会議等の開催により、多職種による検証を行いますので、ご協力をお願いします。

- (2) 身体介護が中心である指定訪問介護をおこなったあとに、引き続き生活援助が中心である指定訪問介護を行うものは対象となりません。

事務局	安八郡広域連合 業務係
連絡先	〒503-0126 岐阜県安八郡安八町中須410番地の1 特別養護老人ホームあすわ苑内 TEL：0584-63-2050 FAX：0584-63-0052 E-mail：akouiki@bronze.ocn.ne.jp